

ID: 311

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	退館命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市香月泰男美術館条例 第11条		
例 規 番 号	平成17年条例第169号		
【根拠条文】 (入館及び使用の制限) 第11条 市長は、入館者又は使用者(入館又は使用をしようとする者を含む。以下同じ。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、入館又は観覧若しくは使用を拒み、又は退館を命じることができる。 (1) 公益を害し、又はそのおそれがあるとき。 (2) 建物又は施設設備若しくは美術作品等を損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。 (3) この条例及びこの条例に基づく規則に違反し、又はそのおそれがあるとき。 (4) 営利を目的とすると認められるとき。 (5) その他管理上支障があると認められるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日 平成 27 年 5 月 7 日 最終変更年月日 令和 3 年 10 月 1 日			